

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

地震や津波により、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、県及び防災関係機関とともに迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 地震、津波発生時の体制

1 地震、津波災害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	・ 市内において震度4の地震が発生したとき。 ・ その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	・ 災害の危険が解消したとき。 ・ 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 ・ その他総務課長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	・ 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 ・ 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 ・ 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	・ 災害の危険が解消したとき。 ・ 災害対策本部体制に移行したとき。 ・ その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	・ 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 ・ 市内の沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ・ 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 ・ 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	・ 災害の危険が解消したとき。 ・ 災害応急対策が一応終了したとき。 ・ 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 ・ その他市長が必要ないと認めたとき。

2 警戒体制の設置

市は、市内において震度4の地震が発生した場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

(1) 配備職員

総務課、建設課、その他指定された職員

(2) 警戒体制の設置

ア 警戒体制に関する事務室は、総務課に設置する。

イ 警戒体制の指揮者は総務課長又は総務課長の指定する職員とする。

3 災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部を設置する以前の体制として災害警戒本部を設置し、地震に関する情報の収集、必要な応急対策の実施及び災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備職員

災害対策本部体制における本部員、部長、班長及び防災担当課（総務課、政策広報課、建設課）の職員

(2) 災害警戒本部の設置

ア 災害警戒本部は、庁舎会議室に設置する。

イ 災害警戒本部の指揮者は副市長とし、事務局は、総務課が担当する。

ウ 災害警戒本部の設営

- ・ 総務課は、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部室に必要な設備等を準備する。
- ・ 災害警戒本部の設置に伴い、災害発生時の支援対策に備えての避難行動要支援者名簿を準備する。

(3) 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課

総務課 政策広報課	(ア) 災害警戒本部の運営 (イ) 県、気象台、防災関係機関等からの情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課及び関係機関への情報伝達
建設課	(ア) 市内巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と災害警戒本部への報告 (ウ) 防災用資機材の調達及び準備

イ その他の各課

上記以外の各課及び教育委員会等	必要な関係先への連絡と事前準備
-----------------	-----------------

(4) 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置した場合、庁内放送・電話、メール等の連絡手段により関係各課に連絡し、職員に周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

副市長及び本部員は、現場情報に基づき協議を行い、災害対策本部の設置が必要と判断される場合は、災害対策本部員会議の招集を市長に具申する。市長は、状況により必要があると認めるときは、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

4 災害対策本部の設置

市長は、震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に伝達するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、メール（あわら市防災メール配信サービス）、その他の確、迅速な方法で周知するものとする。また、本部が設置されたときは、本部の標識を市役所庁舎玄関に掲示するものとする。

ア 県（危機管理課）

イ あわら警察署

ウ 防災会議構成機関

エ 隣接市（坂井市、加賀市）

オ 市関係機関

カ 嶺北消防組合

キ 報道機関

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営に関する事項はあわら市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として庁舎内に設置する。ただし、大規模地震により、庁舎が使用不能となった場合は、嶺北あわら消防署を代替場所とするとともに、職員及び関係機関に周知する。

また、市内の一部地域で大きな被害が発生した場合、被害状況や救援状況を把握するため、現地対策本部を設けることができる。

(4) 災害対策本部の初動業務

災害対策本部の初動業務は、主に次のようなものである。詳細は初動体制マニュアルによる。

ア 被害状況、その後の地震や気象予警報に関する調査

イ 避難指示の発令状況、指定避難所等の開設状況

ウ 関係機関（自衛隊、県、協定自治体・事業所等）への派遣要請及び受援体制の構築に関する方針の確認

エ 災害救助法の適用要請

オ B C P の発動、各部の非常時優先業務・業務方針の確認

カ 職員の参集状況及び各部間の人員調整

キ 防災用資機材の調達・手配

ク 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達

ケ 支援物資調達準備計画の策定

コ 第2回災害対策本部会議の開催時期

(5) 災害対策本部の事務分掌

第2編第2章に定める災害対策本部の事務分掌と同じ。

5 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 広域的応援対策計画

【主な実施機関】 総括班

第1 計画の方針

大規模災害においては、市の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

なお、要請手続きや応援部隊等の受入れ等の詳細については、「あわら市受援計画」に定めるところによる。

第2 広域応援要請の判断、要請順位

1 要請の判断

応援要請は、原則として市で判断するが、地震や津波被害が市域を越えて同時多発した場合、県が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することがある。

2 要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）、「福井県市町災害時相互応援協定」、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく要請

(2) 県外からの応援

災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（県：北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との協定。あわら市：妙高市、小山市、富士宮市、西宮市、南砺市、茅野市、小松市、加賀市、香美市、下妻市）に基づく要請

第3 広域応援要請の種類・内容等

1 基本法に基づく応援等

(1) 応援要請

ア 県内市町に対する応援要請

市は、「福井県市町災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

イ 県外市町に対する応援要請

県外の市町と個別に締結している応援協定については、その協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

ウ 知事への要請

① 職員のあっせん

市は、市が被災した場合、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、県に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

② 災害応急対策

市は、市の応急対策を実施するため必要があるときは、県に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は災害応急措置の実施を要請する。

エ 指定地方行政機関に対する要請

市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市は、県に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

オ 民間団体等に対する要請

市は、市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

(2) 県による他市町に対する指示等

県は、市が被災した場合、市の実施する災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は本市を応援すべきことを指示する。

県は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、他の市町に対し災害応急対策の実施を求め、又は本市を応援することを求める。

(3) 県による応急措置の代行

県は、本市が被災した場合、本市が応急措置の全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

2 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 派遣要請等を行う場合に示す必要な事項

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別および状況
- エ 人的および物的被害の状況
- オ 応援活動を開始する日時
- カ 必要応援部隊
- キ 応援部隊の集結場所および到達ルート
- ク 指揮体制および無線統制体制
- ケ その他必要な事項

第4 広域応援隊等の受入れ

1 応援受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確にする。

- (1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
- (2) 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体の受入れは、県又は市が行う。

2 防災活動拠点の設置

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第3節 地震・津波に関する情報等の伝達計画

【主な実施機関】総括班 広報班

第1 計画の方針

地震・津波情報、津波警報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第2 津波警報等及び地震・津波情報の種類

1 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報（緊急地震速報、地震情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。また、県、市及び福井地方気象台は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線やあわらし市防災メール配信サービス、あわらし市公式LINEを始めとした効果的かつ確実な伝

達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

＜地震情報の種類と内容等＞

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・ 震度1以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間

程度で発表している。

出典：気象庁

2 津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値で の発表	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超 える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・ 流失し、人は津波に よる流れに巻き込 まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、た だちに高台や避難 ビルなど安全な場 所へ避難する。警報 が解除されるまで
		5m<高さ≤10m	10m		

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値で の発表	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで3 mを超 える場合	$3\text{ m} < \text{高さ} \leq 5\text{ m}$	5 m		安全な場所から離 れない。
津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1 mを超 え、3 m以下の 場合	$1\text{ m} < \text{高さ} \leq 3\text{ m}$	3 m	高い	標高の低いところ では津波が襲 い、浸水被害が発 生する。人は津波 による流れに巻き 込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人 はただちに高台や 津波避難ビルなど 安全な場所へ避難 する。警報が解除 されるまで安全な 場所から離れな い。
津波 注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m以 上、1 m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合	$0.2\text{ m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	(表記なし)	海の中では人は 速い流れに巻き込 まれ、また、養殖 いかだが流失し小 型船舶が転覆す る。海の中にいる 人はただちに海か ら上がって、海岸 から離れる。海水 浴や磯釣りは危険 なので行わない。 注意報が解除され るまで海に入ったり 海岸に近付いたり しない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その
時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が
上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲
来に間に合わない場合がある。

- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
- ③ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。)

＜津波予報の発表基準と発表内容＞

発表基準	発表内容
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。

(3) 津波警報等の発表区域

県が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

＜福井県及び周辺の県が属する津波予報区＞



(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時

刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

<津波情報の種類と発表内容>

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※2) や予想される津波の高さ〔発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m超	数値で発表
	0.2m以下	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動へ

の影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^{（注）}）の発表内容＞

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに時間がかかる場合がある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてか

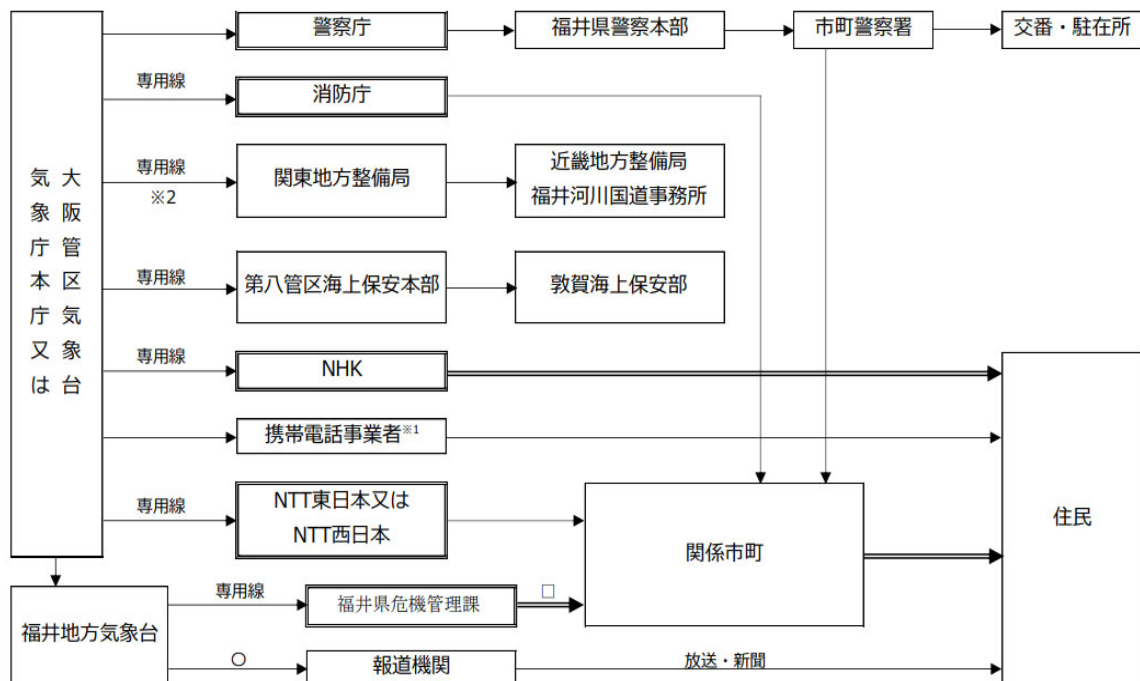
ら、沿岸で津波を確認して逃げたのでは間に合わない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 津波警報等及び地震・津波情報の伝達

(1) 津波警報等の伝達

県内沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波予報は、気象庁本庁が伝達中枢及び福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

通知を受けた防災関係機関は各伝達系統により伝達する。



- ・※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ・※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。
- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的に同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。

- ・□の経路は、県防災行政無線。
- ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP。

(2) 地震・津波に関する情報の伝達

気象庁本庁及び福井地方気象台が福井県を対象区域として、地震・津波に関する情報を発表した場合、福井地方気象台は前出の「津波警報等の伝達」を準用して伝達する。福井地方気象台から地震・津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波警報等の伝達」を準用して伝達する。

第4 市の自衛措置

震度4以上の地震を感じた時、次の自衛措置を行うものとする。

- (1) 気象庁本庁や福井地方気象台からなんらかの通報が届くまでの間は、北潟漁業協同組合や沿岸地域の自主防災組織などに連絡をとり、注意喚起を行うとともに海面状態の監視に努める。
- (2) 地震津波情報を迅速に知るため、少なくとも1時間以上は気象庁ホームページやテレビ・ラジオ放送などにより関連情報の聴取に努める。

第5 沿岸住民の避難、誘導體制

1 沿岸住民等への避難指示

市は、津波警報の発表をもって、津波浸水想定区域に避難指示を発令する。なお、津波による被害を防止するため、津波警報等が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市の判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

市は、多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、市からの避難指示発令とみなす。

津波警報等の発表を避難指示発令とみなした場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。

津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、住民に対しわかりやすく発信する。また、避難の継続や応急活動を支援するために、津波は、第1波よりも第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説するものとする。

2 避難指示等の助言

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 避難誘導體制

市は、海浜にいる者及び付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所（指定避難所）、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度4以上の強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難する。

その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

第4節 災害情報収集伝達計画

【主な実施機関】 各班共通

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、市及び関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第2 情報の収集体制

市は、防災行政無線等の活用、自治会等を通じての連絡、参集途上職員による情報収集等により、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するなど迅速な情報収集に努める。

なお、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化することが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話の配備など、情報収集伝達手段の確保を図る。

第3 収集すべき被害情報

次に掲げる項目について把握するものとする。

なお、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

○災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況※
2	家屋等建物の倒壊状況や避難の必要の有無及び避難の状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	住民の動向
5	道路及び交通機関の被害状況
6	電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
7	その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項

※人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行う。

※要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

○その後の段階

1	被害状況
2	避難指示の発令又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況及び避難生活の状況
4	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
5	電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
6	医療機関の開設状況、救護所の設置及び活動状況、傷病者の収容状況
7	道路及び交通機関の復旧状況

第4 情報の伝達体制

1 市の報告

(1) 市域内に災害が発生したときは、次により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告するものとする。

ア 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合

イ 次の基準に該当する災害が発生した場合

- ① 災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

市内で震度5強以上を記録したときは、第一報を国（総務省消防庁）に対しても報告するものとする。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行うこととする。

また、「福井県市町災害時相互応援協定」に基づき、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告するものとする。

(2) 市が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したとき。

2 情報の報告・伝達手段

災害に伴う被害状況及び災害応急対策実施状況の報告及びその収集等の手続きは次の方法により行うものとする。

- (1) 報告等は、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 通信の集中、途絶等により通信が困難となった場合、あらゆる手段を利用して報告等を行うよう努める。

3 通信手段確保計画

災害時における被害情報の伝達及び防災関係機関間の連絡調整等の迅速かつ円滑化を図るとともに、通信の確保を図るため通信手段の多ルート化に努める。

(1) 防災情報ネットワークの有効活用

地域衛星通信ネットワーク（衛星系無線）及び地上系無線回線を組み合わせた防災情報ネットワークの構築により、通信手段の2ルート化が図られているので、非常時における有効活用を図る。

(2) 多元的通信手段の確保

災害により防災行政無線、N T T優先電話の途絶又は集中により通信が困難になった場合に備え、多元的通信手段の確保を図る。

4 被害状況の報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

5 119番通報の状況報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに国（総務省消防庁）及び県（危機管理課）に対し報告する。

6 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

第5 震度情報ネットワークの形成

市は、県が構築した震度情報ネットワークを活用し、初動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第6 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、指定公共機関、県等と連携し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報共有するものとする。また、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第5節 通信運用計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

第2 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図るものとする。

第3 通信手段の確保

- (1) 通信は、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 通信の集中、途絶等により通信が困難となった場合、あらゆる手段を利用して確保するよう努める。

第4 災害時の通信連絡

- (1) 電話、電報施設の優先利用

ア 災害時優先電話

NTT営業所	承認番号
福井支店	0776-73-1350 0776-73-5688

イ 非常扱いの通話

天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話で非常扱いの通話として取り扱われ他の手動接続通話より先立って接続される。

ウ 緊急扱いの通話

火災その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等公共の利益のための緊急扱いの通話は先立って接続される。

エ 非常扱いの電報

非常扱いの通話と同様な事項を内容とする電報で非常扱いの電報として取り扱われ、他の電報より先立って伝送及び配達される。

オ 緊急扱いの電報

非常扱いの通話と同様な事項のほか、交通機関の重大な事故に際し、その救護若しくは気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項で、緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急扱いの電報として取り扱われ、他の電報により先立って伝送及び配達される。

(2) 非常通信の利用

電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条の規定に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信は、非常通信として無線局の無線設備を利用するものとする。

ア 警察無線局

イ 消防無線局

ウ その他の業務無線局

(3) 放送機関への放送要請

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第20号に規定する放送機関に対して災害に関する伝達、通知又は警告について放送を依頼することが適切と思われるときは、県危機管理課を通じて行うものとする。

(4) 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、又は急使によることが適当なときは、伝令員等急使を派遣して行うものとする。

(5) その他の通信手段

連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。

あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第6節 広報計画

【主な実施機関】 総括班 広報班

第1 計画の方針

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地及び隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第2 住民への広報

地震や津波発生時に有効な情報伝達手段としては次の手段により行う。

伝達手段	種別	特 色
広報車	被・生	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	被・生	〃
防災メール 配信サービス	被・生	〃
掲 示 板	生・安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	生・安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生・安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

※ 種別の記載の内容は、被・被害状況、生・生活情報、安・安否情報のこと。

第3 広報内容

市は第一義的な広報機関として、関係機関と調整の上、次の事項等について広報する。この場合、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）や携帯端末の緊急速報メール機能、必要に応じて、臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を活用する。

(1) 地震や津波発生直後の広報

- ア 地震・津波災害の予測
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難の指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助の協力呼びかけ
- カ 市内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
- キ 市の応急対策実施状況
- ク その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震・津波災害の現況
- イ 被害情報及び応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ 生活関連情報
 - ① 電気・ガス・上下水道の復旧状況
 - ② 食料、生活必需品の供給状況
 - ③ 給水活動の実施状況
- オ 通信施設の復旧状況
- カ 道路交通状況
- キ 交通機関の運行状況
- ク 医療機関の活動状況
- ケ 災害ボランティアの活動状況
- コ その他必要な事項

(3) 避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(4) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4 視聴覚障がい者や外国人等への対応

視聴覚障がい者や外国人等の要配慮者については、ボランティア等の支援を得て、適切に情報を提供する。

第7節 避難計画

【主な実施機関】 総括班 広報班 福祉班 避難所班 教育班 消防団

第1 計画の方針

地震のため被害を受け、又は被害を受けるおそれのある人を速やかに避難させ、生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難態勢

- (1) 地震活動により、被害の拡大や二次災害の発生のおそれがあるとき。
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲の区域が危険にさらされるおそれがあるとき。
- (3) 津波の襲来が予想され、または襲来した場合。
- (4) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、又は発生したとき。

第3 避難の指示等の基準

基準については、第2編第1章第14節「避難対策計画」に準ずる。また、津波発生時における避難の詳細については、「あわら市津波避難対応マニュアル」による。

1 明示事項

避難の指示を行う者は、以下の事項を明示する。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示の理由
- (5) 避難時の注意事項

2 避難措置の周知

- (1) 県への通知

市は、避難の指示を行った場合、県危機管理課に必要な事項を通知する。

- (2) 住民への通知

市は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して、広報車や放送等による広報や、その他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第4 避難の誘導

職員は、警察官又は消防団員等や、自治会（自主防災組織）単位の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難に当たっては、できるだけ自治会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者を優先して誘導する。

なお、津波の襲来が予想され、又は襲来した場合、市は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

第5 避難所の開設

市は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等をすみやかに被災者に周知する。

1 避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これらの建物が使用不能のときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県に必要な資材のあっせんを要請する。

この場合において、地域の実情に応じ、小学校ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集・伝達体制を整備する。

なお、自主防災組織等が地区の災害特性を考慮して定めた自主避難所においては、当該施設の開設・運営主体となる自主防災組織等が施設の開設、閉設等を判断するものとし、開設した場合は地区住民に周知するとともに、市に報告するものとする。

2 避難所開設状況報告

市が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を県の定める様式にて県に報告しなければならない。この場合、報告に先立ち、電話又は電報で報告する。

第6 避難所の運営

避難所維持管理責任者として職員を配置し、運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を定めるものとする。

避難所の運営の詳細については、第2編第2章第8節「避難計画」に準ずるほか、「あわら市避難所運営マニュアル」、「あわら市福祉避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」によるものとする。

第7 学校、病院、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

(1) 情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

(2) 避難誘導活動

ア 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。

イ 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

(3) 要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

ア 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保

イ 医療機関との連絡体制の確保

ウ 防災関係機関との連絡体制の確保

エ 家庭との連絡体制の確保

第8 警戒区域の設定

(1) 市の措置

市は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官又は海上保安官の措置

警察官又は海上保安官は、市の職員が現場にいないとき、又は市等から要求があったときは、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置をとる。

この場合、警察官又は海上保安官は、速やかにその旨を市に通知する。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置をとる。

(4) 県による応急措置の代行

県は災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置を市に代わって実施する。

第10 広域避難の調整

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町及び当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

第8節 被災者の救出計画

【主な実施機関】 住民班 医療救護班 消防組合 消防団 警察署

第1 計画の方針

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生じることが予想されるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。市をはじめ、県、県警察本部、福井海上保安署等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第2 陸上における救出対策

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

2 市

消防機関職員等による救助隊の編成を要請するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助に当たる。

市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、「福井県広域消防相互応援協定」や「福井県市町災害時相互応援協定」に基づき県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、高度救助隊、特別救助隊又は救助隊の整備を図る。

(2) 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、車両の借り上げ体制を確立しておくとともに、必要により県に対しヘリコプターを出動要請する。

(4) 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

第9節 医療救護計画

【主な実施機関】 医療救護班

第1 計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予測されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 市の措置

- (1) 負傷者の手当て、医療の確保、救護所の設置並びに医薬品等の手配等必要な措置を講ずる。
- (2) 市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

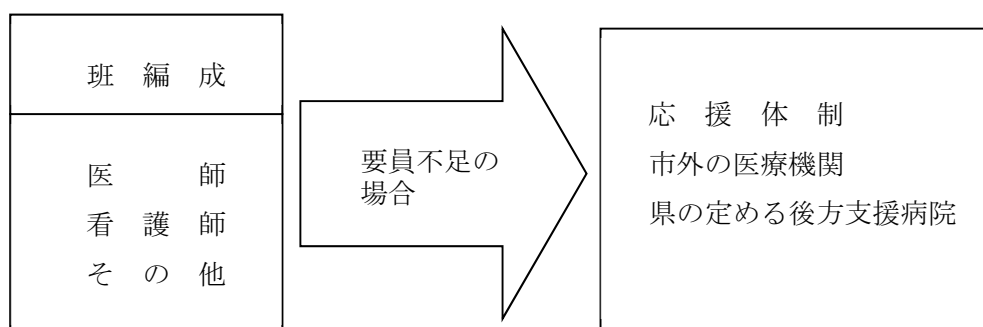
2 県に対する医療活動の要請

- (1) 医師等の確保、救護所の設置、医療品等の手配
- (2) 県立病院等への医療要請
- (3) 日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿地方厚生局、福井大学医学部、その他の医療機関の協力の要請

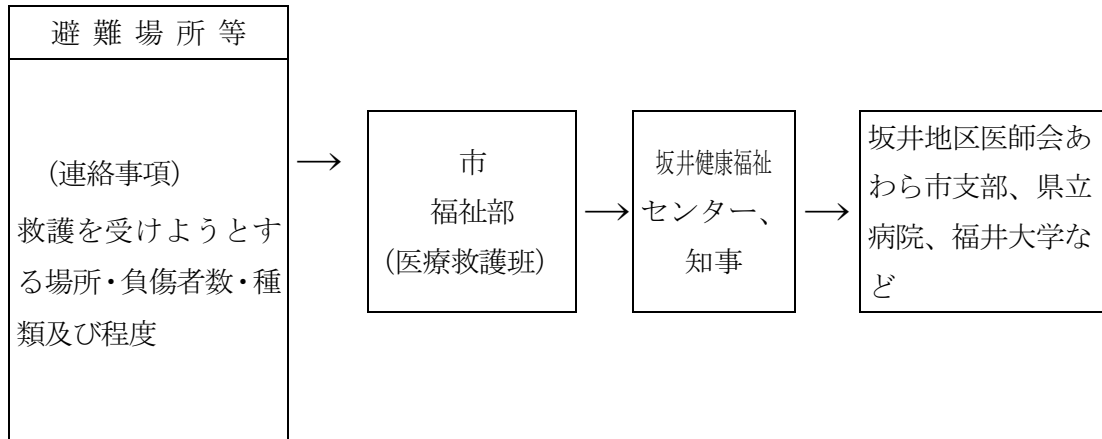
第3 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため、坂井地区医師会あわらし支部の協力の下に救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて救護所を設置し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医療品等の備蓄も行う。

1 医療救護班の編成（坂井地区医師会あわらし支部）

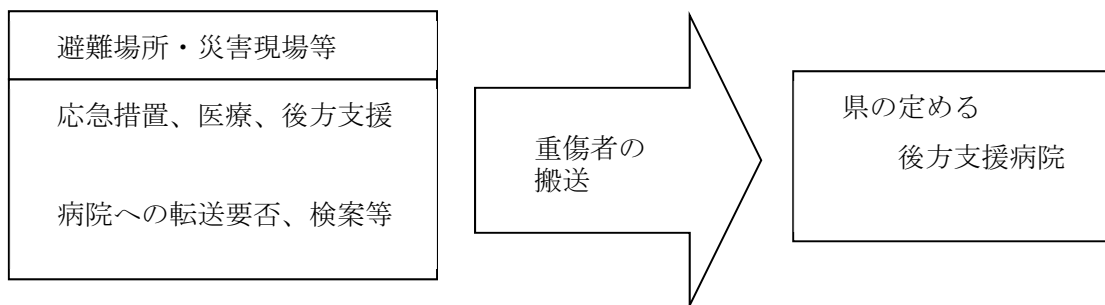


2 医療救護班の派遣



医師会等への携帯電話等の配置や医療施設との協力体制の強化により連絡体制の強化を図る。

3 救護所の設置



第4 医療救護活動の実施

患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

(1) 救護班の編成

1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

(3) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）

日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。

(4) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）

精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1 チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームをD P A T先遣隊とする。

(5) 医療救護所の設置

救護班は被害状況に応じ、坂井地区医師会あわら市支部と連絡調整のうえ、被災地付近の避難拠点など適当な場所に医療救護所を開設する。医療救護所では、患者の応急処置を行うほか、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要性が生じたときは迅速に最寄りの医療機関（後方支援病院）への搬送を要請する。また、拠点となる医療救護所は保健センター等に設置し、重症患者への対応、活動状況の集約及び応援要請等を総括する。なお、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する。

(6) 医療及び助産の内容

救護班が行う医療及び助産の内容は以下のとおりとする。

ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージタックの作成）

イ 救急救命医療の実施

ウ 後方医療施設への移送指示

エ 助産活動

オ 死体の検案

(6) 後方救護体制の確立

市内医療施設のみでは緊急治療の必要な重症患者に対応できないことが予測されるので、二次救護を実施する後方支援病院として周辺市町の災害拠点病院に、救護所からの重篤患者の受入れ等を要請する。また、県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして特殊疾患患者の救命救急に当たる。

(7) 患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を整備する。患者の搬送に支障が生じた場合は県へ支援要請する。県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図る。

(8) こころのケア

市は、必要な場合、県に対し被災者及び救護者のこころのケア対策を要請する。県は、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動に当たるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

のとする。

注) 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第5 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。

第10節 消防応急対策計画

【主な実施機関】 総括班 消防組合 消防団

第1 計画の方針

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の充実に図るとともに、自主防災組織等を講ずる中心とした地域住民の協力により、出火、延焼の未然防止を図る。

第2 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、市及び防災関係機関は、地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民・自主防災組織等に対し出火防止、初期消火を呼びかける。この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

地震・津波が発生した場合、使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを、石油類のタンクは元バルブを閉止し、さらに通電火災を防ぐため避難時においては必ず電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

災害時に火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等により消火活動を行う。

第3 地震時の消防活動

1 自主防災組織による消防活動

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火及び救出活動に努めるとともに、消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2 市

(1) 別に定める大地震発生直後の消防団員等の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

(2) 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び

道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

- (3) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

ア 避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難経路確保の活動を行う。

イ 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

ウ 防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

- (4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第4 応援要請

1 県内市町間の広域応援体制

単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

2 他都道府県に対する応援要請

- (1) 他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして県を通じて、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の出動を要請する。

ア 火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

- (2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

ア 応援消防機関の誘導方法

イ 応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施

に努める。

消防機関は、必要に応じて、国（総務省消防庁）等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第11節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画

【主な実施機関】 総括班 管理班 生活物資班 上水道班 芦原温泉上水道財産区 給食班

第1 計画の方針

地震や津波発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講ずる。県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送を行う。

第2 給水対策

地震や津波災害時には水道施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、1人1日あたり最低必要量3リットルの水を供給するように努める。

1 実施者

飲料水供給の直接の実施者は市とするが、市のみで実施できないときは、県及び他の市町に「福井県市町災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

2 飲料水及び給水資機材の確保

非常災害時に使用できる水源の現況及び応急給水資機材の保有状況を把握し、備蓄等により確保に努める。

3 給水方法

飲料水の給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行えるよう努めるものとする。

(1) 給水車による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者並びに炊出し所、さらに市域を小学校通学区域に分けて拠点を設け、これを中心に重点給水する。

(2) 容器による給水

病院、医院等において給水車の給水が不可能な場合、緊急給水しなければならない施設に対しては、組立式給水タンク、ポリタンク、飲料水袋等容器により給水する。

(3) ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地

を設営し給水する。

第3 米穀等食料の供給

地震や津波災害時に被災者及び災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

1 供給対策

応急時において、速やかに備蓄品を供給する。この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て円滑に供給するよう努める。

市のみにおいて実施できないときは、県及び他の市町に「福井県市町災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

2 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

	食料	生活必需品
第1段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布（季節を考慮したもの）
第2段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第3段階 (自立への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第4 生活必需物資の供給

地震や津波災害時には生活必需品を喪失又は破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

なお、毛布、非常食、飲料水等災害発生直後に必要となる物資の備蓄を図るとともに、関係団体との緊密な連携のもとに調達供給に万全を期す。

第5 救援物資の受入れ、集積、配分

1 状況の把握

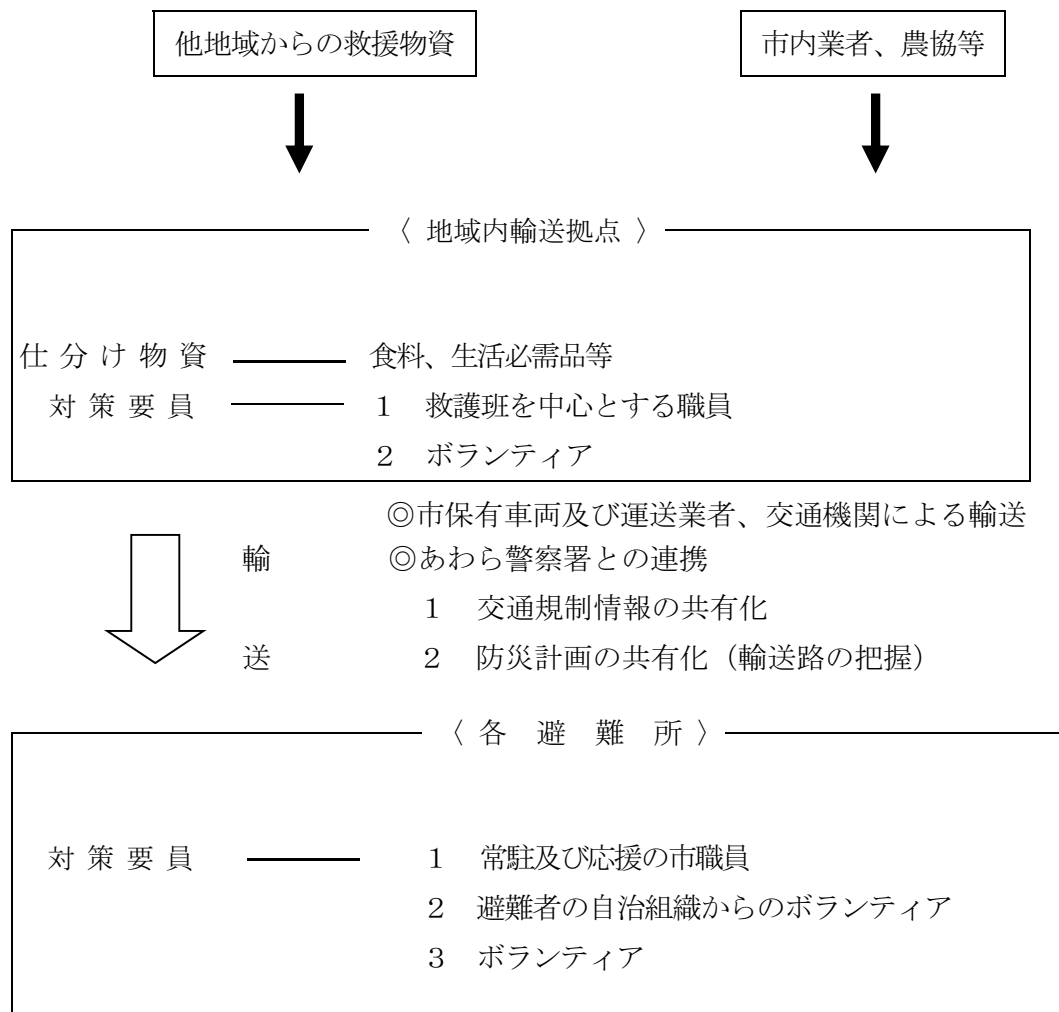
市内の状況を速やかに把握し、市のみで調達のできない物資の種類と数量、受入れ場所を県に連絡し応援を要請する。

また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、適切な供給に努め、状況を県に報告する。

2 物資の受入れ、集積場所

救援物資の受入れ・集積場所として地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を速やかに開設するとともに、地震や津波災害時には職員を配置し、援助物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。

3 震災時の食料、生活必需品等の供給の流れ



4 配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織や自主防災組織等を通じて、要配慮者を優先しながら配布する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得る等の方法により配布する。

配布に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう努める。

第12節 緊急輸送計画

【主な実施機関】 総括班 土木班 管理班

第1 計画の方針

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するために要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第2 緊急輸送の順位

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 地震や津波災害の被害拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 地震や津波災害の災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

第3 緊急輸送の範囲

- (1) 災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (2) 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- (3) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (4) 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- (5) 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- (6) 被災者を収容するために必要な資機材
- (7) 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- (8) その他緊急に輸送を必要とするもの

第4 緊急輸送体制の確立

1 市の措置

大地震時における輸送車両等の調達運用について、市内民間業者に要請するが、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あつせんの応援を要請する。

緊急物資の集積場所として地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を速やかに開設するとともに、県が設置する広域物資輸送拠点と連携し、各避難所までの輸送体制を

確保するものとする。

2 輸送体制

発災直後は緊急を要するため、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送するものとする。

被災後1～6日程度の間は、利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して県による航空輸送を継続する。

(1) 陸上輸送

県は基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

ア 道路輸送

- ① 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- ② 交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- ③ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

(2) 航空輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に航空機の活用を要請する。

県では、大規模かつ広域化した都市における災害発生時の情報収集、空中消火、救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる防災ヘリコプターを導入しており、市でも速やかに対応できるよう体制及び離着陸場の整備を図るものとする。

3 燃料の確保

緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

4 道路情報の収集・伝達

あわら警察署との連携をとり、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等の情報提供できる体制を整える。

第13節 ライフライン施設応急対策計画

【主な実施機関】 各関係事業者又は管理者

第1 計画の方針

交通機関、電力、通信施設及び上下水道の事業者及び管理者は、地震の発生により各施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持するものとする。

第2 道路施設

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(2) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(3) 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(4) 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(5) 占用物件等他管理者への通報

上下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。また、緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(6) 通行禁止等緊急措置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、あわら警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第3 電力施設

(1) 活動体制

災害が発生したときは、電力施設関連業者において災害対策本部を設置し、応急対策を実施するものとする。

(2) 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速に実施するものとする。

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

(4) 災害時における広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行うものとする。

(5) 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第4 通信施設

災害の規模等により、通信施設関連業者において災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を整えるものとする。

(1) 重要通信の確保

通信の疎通が著しく困難となった場合は、臨機に通信の利用制限等の措置を行い、重要通信を確保するものとする。

(2) 特設公衆電話の設置

災害または大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

(3) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(4) 広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させるものとする。

ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ その他、必要な事項

第5 水道施設

地震や津波発生時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 第1次復旧工事

県水受水場や配水場、増圧ポンプ施設、導水管、送水管及び重要な管路や電気・機械設備を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

(2) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓等から給水された時点で指定避難所、医療や福祉施設等の緊急を要する施設を優先的に、各戸給水をめどとして復旧工事を施行する。

(3) 恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮にいれ、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

(4) 代替施設設備の活用

指定避難所、医療や福祉施設等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車を含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした井戸水等の活用を図る。

第6 下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の下水道の機能を維持するために必要な応急措置

を講ずるものとする。

1 応急対策

(1) 被害状況の調査及び施設の点検

震災発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度及び工法

イ 復旧資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

(3) 応急措置及び復旧

下水道管理者は、速やかに次の措置を講ずる。

ア 管路施設

① 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講ずる。

② マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川又は他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

③ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

イ ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講ずる。

② 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

④ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに漏洩を発見したときは、訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講ずる。

2 下水の排除制度及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ、高圧洗浄機等の確保を行う。

3 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレ等を設置するなど代替設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第14節 危険物施設等応急対策計画

【主な実施機関】 消防組合 警察署

第1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第2 危険物施設

危険物施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防署及びあわら警察署に通報し、状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防署及びあわら警察署との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危

害予防規程等により次の保安措置を講ずる。

(1) 保安責任者等は、地震や津波による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

- ア 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- イ 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
- ウ 火薬類の数量等の確認
- エ その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

(2) 災害の発生の防止又は公共の安全の維持を行うため、必要に応じて保安責任者等に対して火薬類の持出し等緊急措置を行うよう指示する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規程により、次の保安措置を講ずる。

(1) 製造者等は、地震や津波による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

- ア 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- イ 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
- ウ 落下防止、転倒防止等の安全措置
- エ その他災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
- オ 従業員及び付近の住民に対し退避するよう警告する措置

(2) 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、必要に応じ製造者等に対し、操業の一時停止等の緊急措置を行うよう指示する。

第5 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設又は搬送車両等が、地震や津波により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、県、消防署、警察署と協力し、必要な措置を講ずる。

特に地下水の汚染が発生又は発生の恐れのある場合は、住民に対し速やかな情報伝達・広報を行い注意喚起する。

第15節 廃棄物処理計画

【主な実施計画】 環境班

第1 計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む。）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、消失家屋や避難所における仮設トイレ等のくみ取り、し尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分等の清掃業務を適切に行うとともに、被災地における廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第2 ごみ処理

1 処理体制

- (1) 被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

なお、廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

- (2) ごみの処理は、可能な限り福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで実施するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 処理方法

ごみの処理は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉塵や騒音の発生抑止に十分

配慮する。

なお、解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成するとともに、県及び福井労働基準監督署等と協議を行う。解体等作業の実施に当たっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。

第3 し尿処理

1 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に、仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

また、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

し尿処理の方法は、坂井地区広域連合の処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、令和5年3月に策定した「あわら市災害廃棄物処理計画」を必要に応じ見直しを行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。

災害時応援協定事業者及び社会福祉協議会、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、より効率的に災害廃棄物の処理が行えるよう、地域住民や自主防災組織及び

NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、協定を締結している各協会と連携し損壊家屋の解体を実施するが、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第16節 環境衛生対策計画

【主な実施機関】 環境班 医療救護班 産業班 下水道班 給食班

第1 計画の方針

地震や津波の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第2 防疫対策

地震や津波災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

1 状況の把握等

坂井健康福祉センター（保健所）、県と緊密な情報交換を行うとともに、状況の変化に応じ、所要の人員機材器具などの動員確保及び配置を行う。

2 予防教育及び広報

予防教育及び広報を事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

3 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、坂井健康福祉センター（保健所）及び坂井地区医師会あわら市支部との連携のもと、次の対策を実施する。

- (1) 感染症の拡大防止措置（県が勧告・措置）
- (2) 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県において実施）
- (3) 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒の実施（市において実施）

4 県による代執行

市の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、知事の指示命令により市が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めたときは、市に替わり県が代執行を行う。

第3 食品衛生対策

市は、県と協力して被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施し、食品の衛生状態の保持に努める。また、県が行う食品衛生対策に協力するとともに県と連携して食中毒発生防止のための措置を講ずる。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

県は食品衛生に関する指導を行う。

ア 臨時給食施設の衛生監視指導

イ 食品衛生関係業者に対する監視指導

ウ 水道の水質簡易検査

(2) 避難所等における食品衛生の確保

坂井健康福祉センター（保健所）が実施する食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市と協力して原因を究明する。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

エ 手洗い、消毒の励行

オ 食器、器具の消毒

(3) 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

(4) 避難所における適切な栄養管理

市は、坂井健康福祉センター（保健所）及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）並びに日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）などと連携し、

避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

(5) 給食施設に対する支援

坂井健康福祉センター（保健所）は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第17節 文教対策計画

【主な実施機関】 教育班

第1 計画の方針

地震や津波災害時の応急措置を以下により実施し、災害時における文教対策に万全を期す。

第2 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画をたてるものとする。

第3 学 校

1 地震や津波発生後の措置

(1) 児童・生徒在学中

ア 避難

地震や津波発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。

イ 防災措置

火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。

ウ 人員確認と応急手当

災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。

エ 避難と引渡し

災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく、非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また、速やかに保護者への引渡し

を行うものとする。ただし、保護者との連絡不能の場合の保護について、計画を策定しておく。

オ 被災報告

被害状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給水施設の稼働の可否については必ず報告するものとする。

カ その他の措置

上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手引き」に基づき、必要な措置をとるものとする。

(2) 児童・生徒不在中

ア 防災業務の分担

災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手引き」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。

イ 報告

被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。

ウ 情報収集

児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び災害対策本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第4 社会教育施設等

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第18節 第2編第2章の準用

以下の計画については、第2編（一般対策編）第2章（災害応急対策計画）の計画を準用する。

本編の計画	第2編第2章の準用する節
自衛隊災害派遣要請計画	第2編第2章第26節 自衛隊災害派遣要請計画
ボランティア受入計画	第2編第2章第16節 ボランティア受入計画
要配慮者応急対策計画	第2編第2章第10節 要配慮者応急対策計画
住宅応急対策計画	第2編第2章第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
遺体の搜索及び処理並びに埋葬等計画	第2編第2章第17節 遺体の搜索及び処理並びに埋葬等計画
交通対策計画	第2編第2章第22節 交通対策計画
災害救助法の適用計画	第2編第2章第7節 災害救助法の適用に関する計画

